國立劇場

設立基本要綱

昭和三十四年八月二十八日

国立劇場設立準備協議会

はじめに

本書は、文化財保護委員会よりの諮問に応じ、昭和三十四年五月二十九日に行つた国立劇場設立に関する本答申および昭和三十四年六月二十六日に行つた国立劇場設立に関する追加答申とを当協議会事務局に集成させたものであるが、昭和三十一年七月当協議会が設置されて以来、これらの答申を提出するまでの間における、協議会の各委員ならびに芸能各界関係各位の真摯な御協力に対し、衷心より感謝と敬意を表するとともに、政府当局に対し以上の構想の早期実現方を強く要望する次第である。

昭和三十四年六月二十六日

国立劇場設立準備協議会
会長　小宮　豊隆

目次

○はじめに　一

○第一部　総論

(Ⅰ)基本構想概要　九

(Ⅱ)基本構想表解　一五

○第二部　基本構想

一　設置　一六

二　名称　一六

三　目的　一六

四　事業　一七

(一) 公開事業
1. 公開芸能の範囲 一七
2. 公開の基本方針 一七
3. 公開場所別公開芸能種目 一七
(1) 第一劇場 一八
(2) 第二劇場 一八
(3) 第三劇場 一九
(4) 能楽堂 一九
(5) 地方劇場 一九
(6) 海外劇場 二〇
4. 公開日数 二〇
5. 公開料金 二一
(1) 国立劇場 二一
(2) 地方劇場 二一
6. 公開に関する各種サービス 二二
(1) 入場のためのサービス 二二
(2) 鑑賞者へのサービス 二二

(3) 一般へのサービス 二二
(4) 重要無形文化財保持者へのサービス 二三
(二) 正しい公開のための基礎的事業 二三
1. 資料の収集・調査・記録事業 二三
(1) 資料所在台帳の作成 二三
(2) 資料の買収・収集 二三
(3) 上演基礎台帳の作成 二三
(4) 公開芸能の記録 二三
2. 古典芸能伝承者の養成および芸能人の専門教育 二四
(1) 古典芸能伝承者の養成 二四
(2) 芸能人の専門教育 二四
3. 面・首・冠・衣裳・小道具・大道具・楽器等の製作および修理技術者の養成 二四
(三) その他国立劇場の目的を達成するための事業 二四
1. 芸能の普及奨励 二四
(1) 芸能の普及 二四
(2) 芸能の奨励 二五
2. 各種施設・道具類の低料金貸与 二五

(1) 各種施設 二五
(2) 各種道具類 二五
3. 芸能人の福利厚生 二六
五 施設 二六
(一) 設置の場所 二六
(二) 敷地の面積 二六
(三) 施設の体様 二六
(四) 施設の種類・規模・面積 二六
1. 施設の種類・規模 二六
(1) 第一劇場 二七
(2) 第二劇場 二七
(3) 第三劇場 二七
(4) 能楽堂 二七
(5) 資料・調査・養成・管理関係施設 二七
(6) 共通施設 二七
2. 施設の面積 二八

(1) 第一劇場 二八
(3) 第二劇場 三四
(3) 第三劇場 三九
(4) 能楽堂 四五
(5) 資料・調査・養成・管理関係施設 四九
(6) 共通施設 五五
(五) 建物の構造 五七
(六) 建築単価 五八

○第三部 建設計画

一、建設費概算 五九
(一) 建築費 五九
1. 第一劇場 五九
2. 第二劇場 六一
3. 第三劇場 六二

4. 能楽堂　六二
5. 資料・調査・養成・管理関係施設　六三
6. 共通施設　六三
(一) 造園費　六四
(二) 設計監理費　六四
(四) 設計懸賞募集費及び録音機備等実験費　六四
(五) 整地費　六四
(六) 諸種機械購入費　六五
二 建設計画　六五
(一) 建築設計案懸賞募集　六五
(二) 建設年次計画　六五
○参考
一 国立劇場設立準備協議会委員等　六六
二 文化財保護委員会委員等　八二

第一部

総論

(I) 基本構想概要

一、基本構想

一、目的

国立劇場は、日本芸能の伝統を正しく保存するとともに、新しい芸能の創造発展をはかることを目的とする。

二、事業

(一) 公開事業

雅楽・能楽・文楽・歌舞伎・邦楽・邦舞・民俗芸能等の古典芸能および、音楽・舞踊・演劇歌劇等の現代芸能のうち、特に価値の高いものを、最高の陣容により上演し、これを低料金で公開する。

(二) 基礎的事業

芸能資料の収集・調査・記録事業を行うとともに、古典芸能伝承者の養成および芸能人の専門教育を行い、さらに、面・首・冠・衣裳・小道具・大道具・楽器等の製作および修理技術者の養成

を行い、国立劇場の公開事業に資するとともに、諸種の方法により鑑賞者の質の向上と量の増加をはかり、日本の芸能文化を振興させることを期する。

三、施　設

(一) 敷　地

東京都千代田区隼町とし、その面積は一〇、三七七坪とする。

(二) 施設の種類。性格。規模。面積

1. 第一劇場

古典芸能の上演に適するものとし、主として歌舞伎・邦楽・邦舞・民俗芸能・新派・海外芸能（演劇等）等を公開する。その収容人員は、一、五〇〇人程度とし、面積は、三、六四二坪（一二、〇一九平方米）程度とする。

2. 第二劇場

現代芸能の上演に適するものとし、主として音楽・舞踊・歌劇・雅楽・海外芸能（音楽・舞踊・歌劇・民俗芸能等）等を公開する。その収容人員は、二、〇〇〇人程度とし、面積は、四、九一二坪（一六、二一〇平方米）程度とする。

3. 第三劇場

小劇場向きの芸能の上演に適するものとし、主として文楽・邦楽・邦舞・新劇（児童劇等を含む）・海外芸能（演劇・音楽・舞踊等）等を公開する。その収容人員は、八〇〇人程度とし、面積は、一、九〇三坪（六、二八〇平方米）程度とする。

4. 能　楽　堂

能および狂言を公開するものとする。その収容人員は、七〇〇人程度とし、面積は、一、〇七七坪（三、五五四平方米）程度とする。

5. 資料・調査・養成・管理関係施設

正しい公開のための基礎的事業を完全に実施しうるもの、ならびに国立劇場を管理するに充分なものとし、その面積は、二、一二五坪（七、〇一三平方米）程度とする。

6. 共通施設

電気関係、冷暖房関係等の共通施設とし、その面積は、一、〇九七坪（三、六二〇平方米）程度とする。

面積総計　一四、七五六坪（四八、六九六平方米）

二、建設計画

一、建設費概算

(一) 建築費　四、七五〇、二五一、〇〇〇円

1. 第一劇場　一、三九一、八四八、〇〇〇円
2. 第二劇場　一、八五六、一九五、〇〇〇円
3. 第三劇場　八五八、八〇一、〇〇〇円
4. 能楽堂　二二八、八二八、〇〇〇円
5. 資料・調査・養成・管理関係施設　二四二、六八五、〇〇〇円
6. 共通施設　一七一、八九四、〇〇〇円

(二) 造園費　一二、二五〇、〇〇〇円

(三) 設計監理費　一五〇、〇一八、〇〇〇円

(四) 設計懸賞募集費及び実験費　四一、三三七、〇〇〇円

(五) 整地費　二〇七、〇〇〇円

(六) 諸種機械購入費　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

総合計　五、〇五五、九三一、〇〇〇円

二、建設年次計画

これからの建設予定は次の通りである。

(一) 昭和三十四年度中に建築設計募集を完了する。

(二) 昭和三十五年度中に基本設計、実施設計を完了する。

(三) 昭和三十六年、七年度中に建築工事を完了する。

(Ⅱ) 国立劇場基本構想表解

34. 6. 26

目的；日本芸能の伝統を正しく保存するとともに、新しい芸能の創造発展をはかることを目的とする。

施設名	Ⅰ 第一劇場	Ⅱ 第二劇場	Ⅲ 第三劇場	Ⅳ 能楽堂	Ⅴ 資料・調査・養成管理関係施設	Ⅵ 共通施設
施設別目的	古典芸能	現代芸能	小劇場向芸能	能・狂言	資料・調査・養成・管理	共通附帯設備
上演種目	歌舞伎 邦楽舞踊 邦楽舞踊 新派劇 民俗芸能等	音楽 舞踊 歌劇 雅楽等	文楽 邦楽舞踊 邦楽舞踊 新劇等	能 狂言	—	—
収容人員	1,500	2,000	800	700		
面積	(イ) 観客席関係 (ロ) 舞台関係 (ハ) 楽屋関係	(イ) 観客席関係 (ロ) 舞台関係 (ハ) 楽屋関係	(イ) 観客席関係 (ロ) 舞台関係 (ハ) 楽屋関係	(イ) 観客席関係 (ロ) 舞台関係 (ハ) 楽屋関係	(イ)(ロ)(ハ) 資料関係 調査記録関係 養成関係 (ニ) 管理関係その他	(イ) 電気関係 (ロ) 機械関係その他
汎例 ▧純観客席の面積	(一、八六七坪) (九六六坪) (八〇九坪) 三七五坪	(一、三四二坪) (一、五五七坪) (一〇一三坪) 五〇〇坪	(一〇二八坪) (四七六坪) (三九九坪) 二〇〇坪	(七五七坪) (九一坪) (二二九坪) 七五坪	(四六九坪) (一五〇坪) (二五五坪) (一、二五一坪)	
	3,642 坪	4,912 坪	1,903 坪	1,077 坪	2,125 坪	1,097 坪
	12,019 平方米	16,210 平方米	6,280 平方米	3,554 平方米	7,013 平方米	3,620 平方米
	総面積		14,756 坪	48,696 平方米		
▧印の純観客席面積に対する施設の総面積の倍率	9.7 倍	9.8 倍	9.5 倍	6.2 倍	歌舞伎座 4.4 倍	グランドオペラ(仏) 12.7 倍

第二部

国立劇場設立基本構想

一、設　置

芸能に関する国立の総合的な公開施設を設置する。

二、名　称

施設の名称は、国立劇場とする。

三、目　的

国立劇場は、日本芸能の伝統を正しく保存するとともに、新しい芸能の創造発展をはかることを目的とする。

四、事業

(一)公開事業

1. 公開芸能の範囲

(1) 古典芸能

雅楽・能楽・文楽・歌舞伎・邦楽・邦舞・民俗芸能等とする。

(2) 現代芸能

音楽・舞踊・演劇・歌劇等とする。

(3) 海外芸能

音楽・舞踊・演劇・歌劇・民俗芸能等とする。

2. 公開の基本方針

(1) 国立劇場における公開、地方巡回公開を通じ公開される芸能

イ、古典芸能および発展の期待される現代芸能のもつ演目・曲目のうち、価値の高いものを最良の条件で公開する。

ロ、海外芸能のうち、優秀と認められるものを公開する。

(2) 海外劇場において公開される芸能

イ、特に芸術性の高い芸能を最高の陣容により公開する。

ロ、民俗芸能のうち特に文化財的価値の高いものを公開する。

3. 公開場所別公開芸能種目

(1) 第一劇場

イ、古典芸能

歌舞伎・邦楽・邦舞・民俗芸能等を公開する。

ロ、現代芸能

新派等を公開する。

ハ、海外芸能

演劇等を公開する。

(2) 第二劇場

イ、現代芸能

音楽・舞踊・歌劇等を公開する。

ロ、古典芸能

雅楽等を公開する。

ハ、海外芸能

音楽・舞踊・歌劇・民俗芸能等を公開する。

(3) 第三劇場

イ、古典芸能

文楽・邦楽・邦舞等を公開する。

ロ、現代芸能

新劇（児童劇等を含む）等を公開する。

ハ、海外芸能

演劇・音楽・舞踊等を公開する。

(4) 能楽堂

能および狂言を公開する。

(5) 地方劇場（巡回公開）

イ、古典芸能

雅楽・能楽・文楽・歌舞伎・邦楽・邦舞・民俗芸能等を公開する。

ロ、現代芸能

音楽・舞踊・演劇・歌劇等を公開する。

ハ、海外芸能

音楽・舞踊・演劇・歌劇・民俗芸能等を公開する。

(6) 海外劇場

イ、古典芸能

雅楽・能楽・文楽・歌舞伎・邦楽・邦舞・民俗芸能等を公開する。

ロ、現代芸能

音楽・舞踊・演劇・歌劇等を公開する。

4. 公開日数

(1) 第一劇場

別に定める。

(2) 第二劇場

別に定める。

(3) 第三劇場

別に定める。

(4) 能楽堂

別に定める。

(5) 地方劇場

別途計画する。

(6) 海外劇場

別途計画する

5. 公開料金

(1) 国立劇場

国立劇場における公開料金は、公開に要する経費その他の条件を考慮して次表を標準とし、それぞれの芸能に適用する。

級別	一等	二等	三等
A級	八〇〇円	五〇〇円	二〇〇円
B級	六〇〇円	四〇〇円	一五〇円
C級	三五〇円	二〇〇円	一〇〇円

なお、海外芸能の公開料金については別に定める。

(2) 地方劇場

地方劇場における公開料金については別に定める。

6. 公開に関する各種サービス

(1) 入場のためのサービス

イ、上演計画を早期に発表する。

ロ、支持会員制度を確立する。

ハ、入場券の簡易入手制度を確立する。

ニ、学生・生徒・児童のための特別低料金公開日を設定する。

ホ、地方人観客への入場券の入手を斡旋する。

ヘ、専用バスを設置する。

(2) 鑑賞者へのサービス

イ、場外無料休憩室を設ける。

ロ、託児室を設ける。

ハ、イヤホーン解説付鑑賞席を設ける。

ニ、医療室を設ける。

ホ、食堂、売店を設ける。

(3) 一般へのサービス

イ、上演芸能のラジオ中継を行う。

ロ、上演芸能のテレビ中継を行う。

ハ、上演芸能の映画記録の中央・地方での公開を行う。

(4) 重要無形文化財保持者へのサービス

イ、保持する芸能の公開の場を優先的に提供する。

ロ、招待券、出版物を贈呈する。

ハ、集会室等を優先的に提供する。

(二) 正しい公開のための基礎的事業

1. 資料の収集・調査・記録事業

(1) 資料所在台帳の作成

大学・研究所・図書館・博物館・家元・その他が所蔵する台本・演技・音楽・扮装・舞台美術ならびにこれらの伝承等に関する文書・図書・写真・楽譜・絵画・音盤・映画等の資料（以下「資料」という。）の精細なリストを作成する。

(2) 資料の買取・収集

散逸するおそれのある貴重な資料を収集・整理する。

(3) 上演基礎台帳の作成

資料を整理し、上演基礎台帳を作成する。

(4) 公開芸能の記録

国立劇場で公開された芸能を記録し、資料として保存する。

2. 古典芸能伝承者の養成および芸能人の専門教育

(1) 古典芸能伝承者の養成

日本の古典芸能の伝承者の養成は、東京芸術大学に所要の学部又は学科を設けて、組織的かつ合理的に行われることを期待するも、東京芸術大学において行うことが不充分、不適当なものについては国立劇場がこれを行う。

(2) 芸能人の専門教育

芸能人の専門教育については東京芸術大学に所要の学部又は学科を設けて行われることを期待するも、国立劇場の公開に直接関係する専門教育については国立劇場がこれを行う。

3. 面・首・鬘・衣裳・小道具・大道具・楽器等の製作および修理技術者の養成

面・首・鬘・衣裳・小道具・大道具・楽器等の製作および修理技術の伝承者が絶えようとしていることにかんがみ、これ等の伝承者の養成を計画的且つ合理的に行う。

4. 鑑賞者の質の向上と量の増加

諸種の方法を講じて鑑賞者の質の向上と量の増加をはかる。

(三) その他国立劇場の目的を達成するための事業

1. 芸能の普及奨励

(1) 芸能の普及

イ、芸能講習会を開催する。
ロ、芸能講演会を開催する。
ハ、芸能教室を開設する。
ニ、試聴会を開催する。
ホ、試写会を開催する。
ヘ、諸種芸能図書等を刊行する。
ト、芸能指導員を派遣する。

(2) 芸能の奨励
優秀演技者に対する授賞制度の制定を考慮する。

2. 各種施設・道具類の低料金貸与

(1) 各種施設
イ、自主公開に支障のない場合は、第一劇場・第二劇場・第三劇場・能楽堂を貸与する。
ロ、自主公開に支障のない場合は、稽古場を貸与する。

(2) 各種道具類
イ、衣裳類を貸与する。
ロ、道具類を貸与する。
ハ、機械器具類を貸与する。

3. 芸能人の福利厚生

(1) 共済事業の援助
共済制度の確立を援助する。

(2) 芸能人および団体への財政的援助

4. その他

三、施設

(一) 設置の場所
東京都千代田区隼町とする。

(二) 敷地の面積
一〇、三七七坪とする。

(三) 施設の体様
施設の規模・内容・面積等は国立劇場の行う事業を十分に遂行し得るものとし、建築の平面・構造・設備・意匠等については、諸外国の国立劇場等の施設をも参考にし、わが国の科学・芸術・技術等の粋を尽した、国立の芸能殿堂にふさわしいものとする。

(四) 施設の種類・規模・面積
1. 施設の種類・規模

(1) 第一劇場

日本の古典芸能の上演を主としたものとし、その収容人員は一、五〇〇人程度とする。

(2) 第二劇場

現代芸能の上演を主としたものとし、その収容人員は二〇〇〇人程度とする。

(3) 第三劇場

文楽・新劇等小劇場向の芸能の上演を主としたものとし、その収容人員は八〇〇人程度とする。

(4) 能楽堂

収容人員は七〇〇人程度とする。

(5) 資料・調査・養成・管理関係施設

正しい公開のための基礎的事業を完全に実施しうるもの、ならびに国立劇場を管理するに充分なものとする。

(6) 共通施設

電気関係、冷暖房関係等の共通施設に利用するものとする。

2. 施設の面積

(1) 第一劇場　（一四、七五六坪）

歌舞伎・邦楽・邦舞・新派・民俗芸能等の上演にふさわしいものとすること。その収容人員は一、五〇〇人程度とし、延坪は、三、七〇〇坪程度とすること。

イ、観客席関係　（三、六四二坪）

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
観客席	1. 観客席は、方形にすること。 2. 各座席は、舞台端線よりの視距離が一二間以内であることを理想とし、これを中心として考案すること。 3. 開口部の遮音、遮光に留意すること。	三七五	一人当〇・二五坪×一、五〇〇人
切符売場		七	
玄関・ホール		七五	一人当〇・〇五坪×一、五〇〇人
案内所		三	
託児室	幼児一五人程度収容のこと。	一一	一人当〇・五坪×一五人＋三坪

外套携帯品等預所	収容人員の五割程度分のものを保管し得ること。	一八	一人当〇・二五坪×一、五〇〇人×〇・五
下足預所		八	
事務室	課長一人、班長一人、一般二人	九	課長五坪×一人＋班長一・八坪×一人＋一般一坪×二人
特別室	貴賓の応接に適するようにすること。	四〇	
休憩喫煙室・遊歩廊		四五〇	一人当〇・三坪×一、五〇〇人
食堂	適宜に区劃出来るようにすること。	二二〇	一、五〇〇人×〇・二×〇・五坪＋七〇坪
喫茶室		四〇	
売店		一五	
監督室（監事室）	全舞台が見えるよう、なるべく中央におくこと。	二	
音響調整室	全舞台が見えるところに設けること。	八	
花道	1. 花道は、舞台端線に対し直角に設けること。 2. 長さは、約一〇間程度とすること。 3. すつぽんを備えること。	一〇	

揚幕		六	
仮揚幕	（仮花道は、可動である。）	二	
照明室	照明操作室は、全舞台が見えるところに設けること。	六〇	
映写室		一〇	
場内放送室		二	
テレビ関係室		一二	
ラジオ関係室		五	
看護室	ベットを設けること。	五	
手洗・便所		七〇	
エスカレーター		一五	
倉庫	掃除用具等を収納出来ること。	一五	
その他及び廊下・階段		三七四	一、四九三坪×〇・二五

ロ、舞台関係　（九六六坪）

(イ)プロセニアムの巾は、一二間程度、高さは三間～四間の可動とすること。

(ロ)簀の子の高さは、一〇間程度とすること。

(ハ)チョボ床・下座は、可動とすること。

(ニ)虹梁は、可動とすること。

(ホ)舞台転換機構は、回舞台（直径八間以上）に重点をおくこと。

(ヘ)迫り上げ・ホリゾント（可動）等を設けること。

(ト)オーケストラボックスを仮設出来るようにすること。

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
舞台	演技、演出、舞台転換のための十分な面積をとること	三八四	一二間×八間×四
奈落	深さは、三間以上とすること。	二一二	一二間×八間×二＋二〇坪
舞台監督室		二	
大道具製作室		一九二	一二間×八間×二
大道具方控室		六	
小道具室・控室		一〇	
照明機器室・控室		一〇	

手洗・便所	四	
倉庫	一〇〇	
その他	四六	九二〇坪×〇・〇五

ハ、楽屋関係　（八〇九坪）

(イ)楽屋は、舞台に出来るだけ近く設けること。

(ロ)演技者の出入、裏方の出入、道具材料の搬出入が観客の出入と交錯しないように留意すること。

(ハ)楽屋の雑音が外部に洩れないように留意すること。

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
演技者楽屋	二〇〇人程度を収容出来ることとし、個室（三坪以上）一〇室以上を含むこと。	二四〇	一人当一・二坪×二〇〇人
演出関係者室	二〇人程度を収容出来ることとし、演出家室を設けること。	一〇	一人当〇・五坪×二〇人
出語・囃子方楽屋	1. 四〇人程度を収容出来ること。 2, 防湿に留意すること。	二〇	一人当〇・五坪×四〇人
出待室		一〇	

床山部屋		一〇	
衣裳室		一五	
小裂室		八	
浴室・シャワー室	浴室は、男女別に大小二槽程度を設けること。	三〇	
理髪室		三	
稽古場	1. 六つ程度を設け、その中に一二間×八間程度の広さのものを含むこと。 2. 外部からの直接出入の便を考慮すること。	一七六	一二間×八間十八〇坪
楽器庫		二〇	
玄関		八	
受付・楽屋事務室		一〇	
応接室		一〇	
看護室		三	
手洗・便所		一六	

倉庫		五〇	
エレベーター		八	
その他及び廊下・階段	廊下は、巾を広くとること。	一六二	六四七 坪×〇・二五

(四、九一二坪)

(2) 第二劇場

音楽・舞踊・歌劇・雅楽等の上演にふさわしいものとすること。その収容人員は、二、〇〇〇人程度とし、延坪は、五、〇〇〇坪程度とすること。

イ、観客席関係　(二、三四二坪)

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
観客席	開口部の遮音、遮光に留意すること。	五〇〇	一人当〇・二五坪×二、〇〇〇人
切符売場		八	
玄関・ホール		一〇〇	一人当〇・〇五坪×二、〇〇〇人
案内所		三	
託児室	幼児二〇人程度収容のこと。	一三	一人当〇・五坪×二〇人＋三坪
外套携帯品等預所	収容人員の五割程度分のものを保管し得ること。	二五	一人当〇・二五坪×二、〇〇〇人×〇・五
下足預所		一〇	

事務室	班長一人、一般二人、貴賓の応接に適するようにすること。	四	班長一・八坪×一人＋一般一坪×三人
特別室		四〇	
休憩喫煙室・遊歩廊	適宜に区劃出来るようにすること。	六〇〇	一人当〇・三坪×二、〇〇〇人
食堂		二八〇	二、〇〇〇人×〇・二×〇・五坪＋八〇坪
喫茶室		五〇	
売店		一五	
監督室（監事室）	全舞舞台が見えるよう、なるべく中央におくこと。	三	
音響調整室	全舞台が見えるところに設けること。	八	
照明室	照明操作室は、全舞台が見えるところに設けること。	六〇	
映写室		一〇	
場内放送室		二	
テレビ関係室		一二	
ラジオ関係室		五	
看護室	ベットを設けること。	五	

手洗・便所		九〇	
エスカレーター		一五	
倉庫	掃除用具等を収納出来るようにすること。	一五	
その他及び廊下・階段		四六九	一、八七三坪×〇・二五

（一、五五七坪）

ロ、舞台関係

(イ)プロセニアムの巾は、一〇間程度、高さは、六・五間程度とすること。

(ロ)簀の子の高さは、一九・五間以上とすること。

(ハ)舞台転換機構は、昇降引舞台に重点をおくこと。

(ニ)ホリゾント（可動）・反響板（可動）・プロンプターボックス（可動）等を設けること。

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
舞台	演技、演出、舞台転換のための十分な面積をとること。	六〇〇	一〇間×一〇間×六
奈落	深さは、五間以上とすること。	五〇〇	一〇間×一〇間×五
舞台監督室		二	
オーケストラボックス	一二五人程度収容のもので可動とすること。	五〇	一人当〇・四坪×一二五人

大道具製作室	二〇〇	一〇間×二〇間
大道具方控室	六	
小道具室・控室	一〇	
照明機器室・控室	一〇	
手洗・便所	四	
倉庫	一〇〇	一、四八二坪×〇・〇五
その他	七五	
		(一、〇一三坪)

八、楽屋関係

(イ)楽屋は、舞台にできるだけ近く設けること。

(ロ)演技者の出入、裏方の出入、道具材料の搬出入が観客の出入と交錯しないように留意すること。

(ハ)楽屋の雑音が外部に洩れないように留意すること。

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
演技者楽屋	二五〇人程度を収容出来ることとし、個室(三坪以上)一〇室以上を含むこと。	三〇〇	一人当一・二坪×二五〇人
演出関係者室	二〇人程度を収容出来ることとし、演出家室を設けること。	一〇	一人当〇・五坪×二〇人

楽士控室	1. 一二五人程度を収容出来ることとし、楽長室を設けること。 2、防湿に留意すること。	一〇〇	一人当〇・八坪×一二五人
出待室		一〇	
楽屋室		一〇	
衣裳室		一五	
浴室・シャワー室	浴室は、男女別に大小二槽程度を設けること。	三〇	
稽古場	1. 六つ程度を設け、その中に一〇間×一〇間程度の広さのものを含むこと。 2、外部から直接出入の便を考慮すること。	一八〇	一〇間×一〇間十八〇坪
合唱練習室	一二〇人程度を収容出来ること。	三〇	一人当〇・二五坪×一二〇人
楽器庫		二〇	
玄関		八	

受付・楽屋事務室		一〇	
応接室		一〇	
看護室		三	
手洗・便所	三〇%程度洋式にすること。	一六	
倉庫		五〇	
エレベーター		八	
その他及び廊下・階段	廊下は巾を広くとること。	二〇三	八一〇坪×〇・二五

(一、九〇三坪)

(3)第三劇場

文楽・邦楽・邦舞・新劇（児童劇等を含む）等の上演にふさわしいものとすること。

その収容人員は、八〇〇人程度とし、延坪は、二、〇〇〇坪程度とすること。

(一、〇二八坪)

イ、観客席関係

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
観客席	1. 各座席は、舞台蟇線よりの視距離がなるべく一〇間を超えないようにすること。 2. 開口部の遮音、遮光に留意すること	二〇〇	一人当〇・二五坪×八〇〇人

切符売場		四	
玄関・ホール		四〇	一人当〇・〇五坪×八〇〇人
案内所		三	
託児室	幼児八人程度収容のこと	七	一人当〇・五坪×八人＋三坪
外套携帯品等預所	収容人員の五割程度分のものを保管し得ること。	一〇	一人当〇・〇二五坪×八〇〇人×〇・五
下足預所		五	
事務室	班長一人、一般二人	四	班長一・八坪×一人＋一般一坪×二人
特別室	貴賓の応接に適するようにすること。	二〇	
休憩喫煙室・遊歩廊		二四〇	一人当〇・三坪×八〇〇人
食堂	適宜に区劃出来るようにすること。	一〇五	八〇〇人×〇・二×〇・五坪＋二五坪
喫茶室		二五	
売店		一〇	
監督室（監事室）	全舞台が見えるよう、なるべく中央に設けること。	二	
音響調整室	全舞台が見えるところに設けること。	六	
揚幕	（花道は、仮設である。）	四	

照明室	照明操作室は、全舞台が見えるところに設けること。	五〇	
映写室		一〇	
場内放送室		二	
テレビ関係室		一二	
ラジオ関係室		五	
看護室	ベットを設けること。	三	
手洗・便所		四五	
倉庫	掃除用具等を収納出来るようにすること。	一〇	
その他及び廊下・階段		二〇六	八二二坪×〇・二五

ロ、舞台関係　（四七六坪）

(イ)プロセニアムの巾は、七間程度、高さは、三間～四間の可動とすること。

(ロ)簀の子の高さは、一二間以上とすること。

(ハ)チョボ床・下座は、可動とすること。

(ニ)虹梁は、可動とすること。

(ホ)舞台転換機構は、自由とする。

(ヘ)迫り上げ・舟底（可動）・横床（可動）・ホリゾント（可動）・プロンプターボックス（可動）等を設けること。

(ト)オーケストラボックスを仮設出来るようにすること。

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
舞台	演技、演出、台転換のための十分な面積をとること。	一六八	七間×六間×四
奈落	深さは、三間以とすること。	一三六	七間×六間×三＋一〇坪
舞台監督室		二	
大道具製作室		八四	七間×六間×二
大道具方控室		四	
小道具室・控室		六	
照明機器室・控室		一〇	
手洗・便所		三	
倉庫		四〇	
その他		二三	四五三坪×〇・〇五

ハ、楽屋関係　（三九九坪）

(イ)楽屋は、舞台に出来るだけ近く設けること。
(ロ)演技者の出入、裏方の出入、道具材料の搬出入が観客の出入と交錯しないよう留意すること。
(ハ)楽屋の雑音が外部に洩れないように留意すること。

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
演技者楽屋	1. 八〇人程度を収容出来ることとし、個室（三坪以上）一〇室以上を含むこと。 2. 和洋両式に転用出来るようにすること。	九六	一人当一・二坪×八〇人
演出関係者室	二〇人程度を収容出来ることとし、演出家室を設けること。	一〇	一人当〇・五坪×二〇人
出語・囃子方楽屋	1. 三〇人程度を収容出来ること。 2. 防湿に留意すること。	二四	一人当〇・八坪×三〇人
出待室		五	
床山部屋		六	
衣裳室		六	

小裂室		四	
浴室・シャワー室	浴室は、男女別に大小二槽程度設けること	二〇	
稽古場	1. 四つ程度を設け、その中に七間×六間程度の広さのものを含むこと。 2. 外部からの直接出入の便を考慮すること。	八二	七間×六間十四〇坪
楽器庫		一〇	
玄関		五	
受付・楽屋事務室		六	
応接室		六	
看護室		三	
手洗・便所		六	
倉庫		三〇	
その他及び廊下・階段	廊下は、巾を広くとること。	八〇	三一九坪×〇・二五

(4) 能楽堂

（一〇七七坪）

能および狂言の上演にふさわしいものとすること。その収容人員は七〇〇人程度とし、延坪は、一、一〇〇坪程度とすること。

イ、観客席関係　（七五七坪）

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
観客席	1. 単床形式とすること。 2. 椅子席とすること。 3. 開口部の遮音、遮光に留意すること。	一七五	一人当〇・二五坪×七〇〇人
切符売場		二	
玄関・広間		三五	一人当〇・〇五坪×七〇〇人
案内所		二	
託児室	幼児七人程度収容のこと。	七	一人当〇・五坪×七人＋三坪
外套携帯品等預所	収容人員の五割程度分のものを保管し得ること。	九	一人当〇・二五坪×七〇〇人×〇・五
下足預所		五	
事務室	班長一人、一般二人	四	班長一・六坪×一人＋一般一坪×二人

特別室	貴賓の応接に適するようにすること。	一五	
休憩喫煙室・遊歩廊		二一〇	一人当〇・三坪×七〇〇人
喫茶室・食堂		九〇	一人当〇・五坪×七〇〇人×〇・二＋二〇坪
売店		一〇	
監督室		二	
照明室		二〇	
場内放送室		二	
テレビ関係室		一二	
ラジオ関係室		五	
看護室	ベットを設けること。	三	
手洗・便所		三五	
倉庫	掃除用具等を収納出来るようにすること。	一五	
その他及び廊下・階段		九九	六五八坪×〇・一五

ロ、舞台関係　（九一坪）

(イ) 定式舞台とすること。

(ロ) 能の演出に適するような照明を工夫すること。

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
舞台	欄間の長さは、一九・五尺程度、地謡座の奥行は、四・五尺程度、舞台床面から欄間までの高さは、一〇・四尺程度、舞台床面から小屋裏までの高さは、一八・二尺程度、白洲から舞台床面までの高さは、三・三尺程度とすること。	一三	
後座	奥行は、一〇・五尺程度とすること。	六	
橋懸り	長さは、四三・五尺程度、巾は、七・五尺程度、シテ柱と目付柱を結ぶ線と橋懸りとなす角度は、一一二度程度とすること。	一〇	
鏡の間	広くとること。	一五	
留り		六	
白洲	広くとること。	三六	
その他		五	八六坪×〇・〇五

ハ、楽屋関係　（二二九坪）

(イ)楽屋の雑音が舞台関係の室に洩れないように留意すること。

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
演技者控室	1. 七〇人程度がシテ方（地謡後見を含む）、ワキ方、囃子方、狂言方に分れて各室に入ること。 2. 防湿に留意すること。	八四	一人当一・二坪×七〇人
演出関係者室		五	一人当〇・五坪×一〇人
申し合せ室		八	
大鼓ほうじ室		三	
着付室		九	
作りもの製作室		七	
玄関		四	
受付・楽屋事務室	下足室を含むこと。	四	
応接室		一〇	
浴室・シャワー室	囃子方控室・申し合せ室・大鼓ほうじ室と近接しないこと。	一〇	

看護室		三	
手洗・便所		六	
倉庫		三〇	
その他及び廊下	廊下は、巾をひろくとること。	四六	一八三坪×〇・二五
		（二、一二五坪）	

(5) 資料・調査・蒐成・管理関係施設

イ、資料関係施設

（四六九坪）

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
閲覧室	一〇人程度の職員が閲覧出来るようにすること。	三〇	
試聴室	ボックス五つ程度を設けること。	二〇	
試写室	一〇〇人程度収容出来るものとすること。	六〇	
書庫	図書・雑誌・写真・楽譜・演出台本・道具帳・劇場に関する図面等五〇、〇〇〇冊程度を収蔵出来るものとすること。	一〇〇	
レコード等収蔵庫	レコード一〇、〇〇〇枚程度、録音テープ一、〇〇〇本程度等を収蔵出来るものとすること。	三〇	
フィルム等収蔵庫	フィルム二、〇〇〇巻程度等を収蔵出来るものとすること。	三〇	
資料収蔵庫	面・首・帽・衣裳・道具・楽器・模型等各々二〇〇点程度を収蔵出来るものとすること。	一五〇	
資料修理室	修理並びに補修のために五人程度が作業出来るようにすること。	二〇	
事務室	課長一人、班長二人、一般一四人	二三	課長五坪×一人＋班長・八坪×二人＋一般一坪×一四人
エレベーター		六	

ロ、調査関係施設

（二五〇坪）

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
調査室	演技の型、舞台技術・舞台機構等を調査研究出来るようにすること。	七〇	
録音室	邦楽用のもの一室、洋楽用のもの一室、演劇用のもの一室を設ける	五〇	

写真室	こと。 演技の型等を撮影出来るものとし、暗室を含むこと。	三〇	

ハ、養成関係施設　（二五五坪）

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
講義室	三〇人程度収容出来るものを二室設けることとし、芸能に関する講義並びに十六ミリ・スライド等も映写出来るものとすること。	四〇	一教室二〇坪×二
演習室	二〇人程度収容出来るものとし、理論等の演習が出来るものとすること。	三〇	
演習場	六〇人程度収容出来るものとし、音楽・舞踊・演劇等に関する基礎的技術並びに専門技術が実習出来るものとすること。	一〇〇	
準備室	1. 養成生徒六〇人程度を収容出来るようにすること。 2. 男女別に設けること。	一五	
シャワー室	男女別に設けること。	五	
控室	講師一五人程度を収容出来るものとすること。	二〇	
休憩室	養成生徒六〇人程度を収容出来るものとすること。	三〇	生徒一人当〇・五坪×六〇人
事務室	課長一人、班長二人、一般六人	一五	課長五坪×一人＋班長一・八坪×二人＋一般一坪×六人

ニ、管理関係施設　（七八六坪）

(イ)各公開施設全体の連絡等に便利な位置におくこと。

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
運営審議員室	三〇人程度収容出来るものとし、劇場の運営に関する審議員の会議等に用いることの出来るものとすること。	四五	一人当一・五坪×三〇人
保持者集会室	五〇人程度収容出来るものとし、重要無形文化財保持者が集会・会	二〇	

		議等を行うためのものとすること。	
劇場長室	一九		
副劇場長室	一五		
局長室	二八	局長一四坪×二人	
応接室	三〇	一〇坪×三室	
大会議室	三〇		
小会議室	四〇	一〇坪×四室	
事務室	一二四	課長五坪×五人＋班長一八坪×一九人＋一般一坪×六四人	
印刷室	三五		
電話交換室	三五		
診療室	一五		
食堂	六〇	一人当〇・四坪×一〇〇人＋二〇坪	

		にすること。	
諸種販売施設		職員のためのものとすること。	
浴室	一〇	一〇人程度収容出来るものとすること。	
仮眠室	二〇	二〇人程度収容出来るものとすること。	
歴傭人更衣室	三〇	一二〇人程度収容出来るものとすること。	
受付・守衛室	二〇	二〇人程度収容出来るものとすること。	
使丁室	二〇	二〇人程度収容出来るものとすること。	
運転手室	二〇	二〇人程度収容出来るものとすること。	
車庫	一〇〇	乗用車一二台、バス三台、トラック五台程度を収容出来るものとすること。	一台当五坪×二〇台

倉庫	管理用物品等を収納出来るものとすること。		五〇

ホ、前各号附帯施設　（四六五坪）

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
手洗・便所		四〇	一、七〇〇坪×〇・二五
その他及び廊下・階段		四二五	

(6) 共通施設　（一、〇九七坪）

所要施設名	摘要	基準坪数	積算基礎
変電蓄電充放電室		一二〇	
冷暖房換気室		二五〇	
ボイラー室・機械室他		三〇〇	ボイラー室二五〇坪、燃料庫一〇〇坪、機械室・ポンプ室五〇坪
煙道		四〇	
濾過池		三五	
水槽		二五	
倉庫		一〇〇	
作業員室		三〇	一人当一坪×三〇人
浴室		八	

手洗・便所		六	
その他及び廊下・階段		一八三	九一四坪×〇・二

備考

施設の面積要約表

(一) 第一劇場	三、六四二坪（一二、〇一九平方米）
1 観客席関係	一、八六七
2 舞台関係	九六六
3 楽屋関係	八〇九
(二) 第二劇場	四、九一二坪（一六、二一〇平方米）
1 観客席関係	一、三四二
2 舞台関係	一、五五七
3 楽屋関係	一、〇一三
(三) 第三劇場	一、九〇三坪（六、二八〇平方米）
1 観客席関係	一、〇二八
2 舞台関係	四七六
3 楽屋関係	三九九

(四) 能楽堂　一、〇七七坪（三、五五四平方米）

1 観客席関係　七五七

2 舞台関係　九一

3 楽屋関係　二二九

(五) 資料・養成・管理関係施設　三、一二五坪（七〇一三平方米）

1 資料関係施設　四六九

2 調査・記録関係施設　一五〇

3 養成関係施設　二五五

4 管理関係施設　七八六

5 附帯施設　四六五

(六) 共通施設　一、〇九七坪（三、六二〇平方米）

合計　一四、七五六坪（四八、六九六平方米）

(五) 建物の構造

鉄骨鉄筋コンクリート造とし、特に耐震・耐火性の保持に十分の考慮を払うこととする。

(六) 建築単価

1. 第一劇場・第二劇場・第三劇場の観客席および舞台関係施設の建築単価は坪当り三〇〇、〇〇〇円とする。
2. 能楽堂の観客席および舞台関係施設の建築単価は坪当り二〇〇、〇〇〇円とする。
3. 右の外の施設の建築単価は坪当り一〇〇、〇〇〇円とする。
4. 但し、舞台照明・舞台機構・音響再生設備関係の経費および初度調弁等の経費に別計算とする。

第三部

国立劇場建設計画

一、建設費概算

(一) 建築費

1. 第一劇場

(1) 工事費　四、七五〇、二五一、〇〇〇円

観客席、舞台関係　三〇〇、〇〇〇円×(一、八六七坪十九六六坪)　八四九、九〇〇、〇〇〇円

楽屋関係　一〇〇、〇〇〇円×八〇九坪　八〇、九〇〇、〇〇〇円

(2) 舞台照明設備費　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

(3) 音響再生設備費　三〇、〇〇〇、〇〇〇円

(4) 舞台機構その他設備費　二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

(5) 初度調弁、その他　一三一、〇四八、〇〇〇円

イ、客席椅子　一〇、〇〇〇円×一、五〇〇脚　一五〇、〇〇〇、〇〇〇円

ロ、どんちょう　一五〇、〇〇〇、〇〇〇円×二枚　三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

ハ、じゅうたん　三〇、〇〇〇円×一、八六七坪×〇、五　二八〇、二〇〇、〇〇〇円

ニ、家具類　三、〇〇〇円×(一、八六七坪十八〇九坪)　八〇、二八〇、〇〇〇円

ホ、エスカレーター　二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

ヘ、エレベーター　一〇、〇〇〇、〇〇〇円

ト、その他　二〇〇〇〇〇〇円

2. 第二劇場

(1) 工事費　一八五六一九五〇〇〇円

イ、観客席、舞台関係三〇〇〇〇〇〇円×（二三四二坪＋一五五七坪）　一一六九七〇〇〇〇〇円

ロ、楽屋関係　一〇〇〇〇〇〇円×一〇一三坪　一〇一三〇〇〇〇〇円

(2) 舞台照明設備費　一〇〇〇〇〇〇〇〇円

(3) 音響再生設備費　四〇〇〇〇〇〇〇円

(4) 舞台機構その他設備費　三〇〇〇〇〇〇〇円

(5) 初度調弁その他　一四五一九五〇〇〇円

イ、客席椅子　一〇〇〇〇円×二〇〇〇脚　二〇〇〇〇〇〇〇円

ロ、どんちょう　一五〇〇〇〇〇〇円×二枚　三〇〇〇〇〇〇〇円

ハ、じゆうたん　三〇〇〇〇円×二三四二坪×〇、五　三五一三〇〇〇〇円

ニ、家具類　三〇〇〇円×二三四二坪＋一〇一三坪）　一〇〇六五〇〇〇円

ホ、エスカレーター　二〇〇〇〇〇〇〇円

ヘ、エレベーター　一〇〇〇〇〇〇〇円

ト、その他　二〇〇〇〇〇〇〇円

3. 第三劇場

(1) 工事費　八五八八〇一〇〇〇円

イ、観客席、舞台関係三〇〇〇〇〇〇円×（一〇二八坪＋四七六坪）　四九一一〇〇〇〇〇円

ロ、楽屋関係　一〇〇〇〇〇〇円×三九九坪　四五一一〇〇〇〇〇円

(2) 舞台照明設備費　三九九〇〇〇〇〇円

(3) 音響再生設備費　七〇〇〇〇〇〇〇円

(4) 舞台機構その他設備費　二五〇〇〇〇〇〇円

(5) 初度調弁その他　二〇〇〇〇〇〇〇円

イ、客席椅子　一〇〇〇〇円×八〇〇脚　七二七〇一〇〇〇円

ロ、どんちょう　一〇〇〇〇〇〇〇円×二枚　八〇〇〇〇〇〇円

ハ、じゆうたん　三〇〇〇〇〇円×一〇二八坪×〇、五　二〇〇〇〇〇〇〇円

ニ、家具類　三〇〇〇円×（一〇二八坪＋三九九坪）　一五四二〇〇〇〇円

ホ、エレベーター　四二八一〇〇〇円

ヘ、その他　一〇〇〇〇〇〇〇円

4. 能楽堂

(1) 工事費　一五〇〇〇〇〇円

イ、観客席、舞台関係二〇〇〇〇〇〇円×（七五七坪＋九一坪）　二二八八二八〇〇〇円

一九二五〇〇〇〇〇円

一八九六〇〇〇〇〇円

ロ、楽屋関係　一〇〇、〇〇〇円×二二九坪　二二九〇〇〇〇円

(2) 舞台照明その他設備費　一〇〇〇〇〇〇円

(3) 初度調弁その他　二六三二八〇〇〇円

イ、客席椅子　一〇、〇〇〇円×七〇〇脚　七〇〇〇〇〇〇円

ロ、じゅうたん　三〇、〇〇〇円×七五七坪×〇、五　一一、三七〇〇〇〇円

ハ、家具類　三、〇〇〇円×（七五七坪＋二二九坪）　二九五八〇〇〇円

ニ、その他　五〇〇〇〇〇〇円

5. 資料、調査、養成、管理関係施設　二四二六八五〇〇〇円

(1) 工事費　一〇〇、〇〇〇円×三、一二五坪　二一二五〇〇〇〇〇円

(2) 初度調弁その他　三〇一八五〇〇〇円

イ、家具類　三、〇〇〇円×二、一二五坪　六三七五〇〇〇円

ロ、じゅうたん　三〇、〇〇〇円×二二七坪　六八一〇〇〇〇円

ハ、エレベーター　七〇〇〇〇〇〇円

ニ、その他　一〇〇〇〇〇〇円

6. 共通施設　一七一八九四〇〇〇円

(1) 工事費　一〇〇、〇〇〇円×一、〇九七坪　一〇九七〇〇〇〇〇円

(2) 初度調弁その他　六二一九四〇〇〇円

イ、家具類　三、〇〇〇円×一、〇九七坪　三一九四〇〇〇円

ロ、変電機、配電盤、蓄電機、発電機
揚水機等その他機械類　五〇〇〇〇〇〇円

ハ、その他　一〇〇〇〇〇〇円

(二) 造園費　一三五〇〇〇〇円

坪当　五、〇〇〇円×〇、五坪×四九〇〇人

(三) 設計管理費　一五〇〇一八〇〇〇円

（造園費）

（建築費）

四、七五〇、二五一、〇〇〇円＋一二、二五〇、〇〇〇円×三五％×（一〇〇％－一〇％）

(四) 設計懸賞募集費及舞台機構等実験費　四一三三七〇〇〇円

1. 賞金　一六六六八七〇〇〇円×一五％　二五〇〇三〇〇〇円

2. 審査謝金　一六六六八七〇〇〇円×五％　八三三四〇〇〇円

3. 募集事務費　三〇〇〇〇〇〇円

4. 舞台機構等実験費　五〇〇〇〇〇〇円

(五) 整地費　二〇七五〇〇〇円

坪当　一、〇〇〇円×（一〇、三七七坪×1/5）

(六) 諸種機械購入費　　一〇〇〇〇〇〇〇円

（映写機、映写幕、録音機、ピアノ等）

総合計　　五〇五五九三一〇〇〇円

二、建設計画

(一) 建築設計案懸賞募集

1. 建築設計については、広く衆智を集めるため懸賞募集を行うこととする。
2. 建築設計案懸賞募集の業務を処理するため国立劇場建築設計審査会を設置することとする。

(二) 建設年次計画

1. 昭和三十四年度中に建築設計懸賞募集を完了する。
2. 昭和三十五年度中に基本設計、実施設計を完了する。
3. 昭和三十六年、七年度中に建築工事を完了する。

参考

（一） 国立劇場設立準備協議会委員名簿等

（昭和三十四年六月二十六日現在）

(一) 国立劇場設立準備協議会設置要綱等

(1) 国立劇場設立準備協議会設置要綱

国立劇場設立準備協議会の設置について

（昭和三十一年四月十七日閣議決定）

一、国立劇場設立に関する重要事項について、文化財保護委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ調査審議するための機関として、委員会に国立劇場設立準備協議会（以下「協議会」という。）を置く。

二、協議会は、法令に基く機関でなく、閣議決定に基く事実上の機関とする。

三、協議会の委員は、四十人以内とし、特別の事項を審議するため必要があるときは、臨時委員を置く。

四、委員および臨時委員は、学識経験のある者および関係行政機関の職員のうちから、委員会が委嘱する。

五、協議会に会長一人および副会長二人を置き、委員の互選によつて定める。

六、関係行政機関の職員は、会長の求めに応じ、協議会に出席して意見を述べることができる。

七、協議会の庶務は、委員会事務局において処理する。

八、協議会の存続期間は、国立劇場開設までの間とする。

(2) 国立劇場設立準備協議会運営規則

(昭和三十一年七月六日総会決定)

(分科会の設置)

第一条　国立劇場設立準備協議会(以下「協議会」という。)に、左表上欄に掲げる分科会を置き、その分掌する事項は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

分科会の名称	分掌事項
第一分科会	一、芸能に関する調査、研究、考証に関する事項 二、芸能資料の収集、保存、展観に関する事項 三、芸能に関する記録の作成に関する事項 四、芸能伝承者の養成に関する事項
第二分科会	一、国立劇場の公開に関する事項
第三分科会	一、国立劇場の施設に関する事項
第四分科会	一、国立劇場の管理、運営、経営に関する事項

2　第一分科会および第二分科会は、その分掌事項に係る国立劇場の施設に関し必要と認める事項を第三分科会に助言することができるものとする。

3　分科会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

4　各分科会に分科会長及び分科会長代理を置き、その分科会に属する委員の互選により定める。

(常任委員会の設置)

第二条　協議会に、常任委員会を置き、会長、副会長、分科会長、分科会長代理及び会長の指名する五人以内の委員をもつて組織する。

2　常任委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

一、協議会から附託された事項

二、分科会相互間の連絡調整

3　常任委員会の会長及び副会長には、それぞれ協議会の会長及び副会長が当るものとする。

(会議)

第三条　協議会の会議は、会長が招集する。

第四条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2　会長及び副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

第五条　協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否

同数のときは、会長の決するところによる。

第六条　発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第七条　建議案を提出しようとする者は、案を作り、三人以上の賛成者と連署して、会長に差し出さなければならない。

第八条　議事の採決は、起立又は挙手によつてきめる。ただし、議決により、記名投票又は無記名投票によつて行うことができる。

第九条　文化財保護委員会の委員及び事務局職員は、会議において発言することができる。

第十条　第三条から第六条まで、第八条及び前条の規定は分科会及び常任委員会の会議について準用する。

第十一条　分科会長は、会議を招集しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

（分科会の審議結果等の報告）

第十二条　分科会長は、分科会の開催のつど、その審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

（常任委員会の審議結果等の報告）

第十三条　会長は、常任委員会の審議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

（雑　則）

第十四条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、常任委員会の議を経て会長が定める。

(二)　国立劇場設立準備協議会各種委員

(1)　国立劇場設立準備協議会委員

昭和三十四年六月一日現在

（五十音順）

註　第一分科会　第二分科会　第三分科会　第四分科会　常任委員会

役名	氏名	現職	住所	電話	1	2	3	4	常
会長	小宮豊隆	日本学士院会員				○	○	○	○
副会長	久保田万太郎	日本演劇協会々長 日本芸術院会員				○	○	○	○
同	河竹繁俊	早稲田大学演劇博物館長			○		○	○	○
委員	足立正	東京商工会議所会頭							
同	阿部真之助	政治評論家						○	○
同	石井漠	舞踊家				○	○		
同	石坂泰三	経済団体連合会長							○
同	石原周夫	大蔵省主計局長						○	
同	伊藤熹朔	舞台装置家							○

役名	氏名	現職	住所	電話	1	2	3	4	常
委員	伊藤圀夫（千田是也）	新劇俳優 演出家			○	○	○		○
同	稲田清助	文部事務次官							
同	岩井章	日本労働組合総評議会 事務局長						○	
同	上野直昭	東京工業大学長							
同	大谷竹次郎	松竹株式会社会長							
同	小汀利得	国家公安委員						○	○
同	加藤成之	女子美術大学長			○				○
同	賀屋正雄	大蔵省官財局長							
同	唐島基智三	政治評論家							
同	岸田日出刀	東京大学教授					○		
同	喜熨斗政秦（市川猿之助）	日本俳優協会々長 日本芸術院会員					○	○	
同	小林行雄	文部省管理局長					○		○
同	篠原治（都一広）	邦楽家			○				

役名	氏名	現職	住所	電話	1	2	3	4	常
同	柴田達夫	建設事務次官					○		
同	杉道助	大阪商工会議所会頭							
同	高橋誠一郎	日本芸術院長							
同	高橋歳雄	財団法人演劇研究会 常務理事				○	○		
同	高見三郎	文部政務次官							
同	谷口吉郎	東京工業大学教授					○		
同	内藤多仲	早稲田大学教授					○		
同	新関良三	共立女子大学文芸学部長					○	○	
同	野村秀雄	日本放送協会々長						○	
同	花柳芳三郎（花柳寿輔）	舞踊家 日本舞踊協会理事				○	○		
同	平山嵩	東京大学教授					○		
同	福田繁	文部省社会教育局長						○	
同	堀内敬三	音楽評論家				○			
同	本田親男	日本新聞協会々長							

役名	氏名	現職	住所	電話	1	2	3	4	常
委員	森永貞一郎	大蔵事務次官					○		
同	安井誠一郎						○		
同	山田久就	外務事務次官					○		
同	吉田五十八	日本芸術院会員			○		○		○
臨時委員	青山圭男	演出家				○	○		
同	廣原英了	舞踊評論家				○			
同	穴沢喜美男	舞台照明家					○		
同	有馬大五郎	国立音楽大学長				○			
同	池谷作太郎	日本舞踊協会事務局長				○		○	
同	伊藤道郎	舞踊家			○				
同	遠藤慎吾	演劇評論家				○			
同	尾崎宏次	演劇評論家				○			
同	織田音也	舞台装置家							

役名	氏名	現職	住所	電話	1	2	3	4	常
臨時委員	小塚新一郎	東京芸術大学美術学部長			○				
同	糟谷道明	都民劇場事務局長				○			
同	金井忠次郎	舞台装置家					○		
同	北村喜八	国際演劇協会日本センター理事長				○			
同	吉川英史	音楽評論家				○			
同	郡司正勝	早稲田大学助教授				○			
同	近衛秀麿	指揮者				○			
同	桜井良雄	建設省営繕局長					○		
同	佐藤孝二	東京大学教授					○		
同	柴田睦陸	東京芸術大学助教授				○			
同	白井鉄造	演出家				○			
同	菅原卓	演劇評論家				○			
同	砂原美智子	オペラ歌手			○				
同	薗広茂	宮内庁式部職楽部嘱託				○			

役名	氏名	現職	住所	電話	1	2	3	4	常
臨時委員	高田せい子	全日本舞踊協会々長				○			
同	田中徳治	文部省管理局施設部長					○		
同	田中良	舞台装置家					○		
同	戸板康二	演劇評論家			○				
同	遠山静雄	舞台照明家				○	○		
同	土岐善麿	日本芸術院会員				○			
同	利倉幸一	演劇評論家			○				
同	中能島欣一	東京芸術大学教授			○				
同	野々村戒三	能楽研究家			○				
同	長谷川勘兵衛	舞台装置家					○		
同	浜村米蔵	演劇評論家				○			
同	藤原義江	オペラ歌手				○			
同	星	N・H・K放送技術研究所音響部長							

役名	氏名	現職	住所	電話	1	2	3	4	常
臨時委員	牧定忠	N・H・K音楽部長							
同	町田嘉章	邦楽研究家			○				
同	水谷八重子	新派俳優			○				
同	三林亮太郎	舞台装置家			○				
同	三宅周太郎	演劇評論家				○			
同	三宅襄	能楽評論家				○			
同	森岩雄	東宝株式会社取締役					○		
同	安川加寿子	東京芸術大学教授			○				
同	吉川義雄	日本放送協会芸能局長				○			
同	吉田幸三郎	邦楽研究家			○				
同	吉田昇	吉田音楽事務所代表者				○			
同	渡辺暁雄	指揮者				○			

備考　本委員　四〇人
　　臨時委員　四八人
　　計　八八人

(順不同)

昭和三十四年四月一日現在

(2) 国立劇場設立準備協議会分科会

(1) 第一分科会（調査・資料・養成）

会長　加藤成之

会長代理　伊藤圀夫（千田是也）

委員　河竹繁俊　篠原治　花柳芳三郎（花柳寿輔）　堀内敬三　吉田五十八

臨時委員　伊藤道郎　戸板康二　町田嘉章　吉田幸三郎　野々村戒三　砂原美智子　利倉幸一　牧定忠　小塚新一郎　中能島欣一　安川加寿子　渡辺暁雄

(2) 第二分科会（公開）

会長　新関良三

会長代理　堀内敬三

委員　石井漠　伊藤圀夫　久保田万太郎　小宮豊隆　高橋歳雄　花柳芳三郎

臨時委員　遠藤慎吾　菅原卓　蘆原英了　薗広茂　三宅周太郎　近衛秀麿　三宅襄　吉川義雄　吉川英史　北村喜八　土岐善麿　藤原義江　白井鉄造　有馬大五郎　三林亮太郎　高田せい子　青山圭男　遠山静雄　尾崎宏次　郡司正勝　柴田睦陸　浜村米蔵　池谷作太郎　糟谷道明　吉田昇

(3) 第三分科会（施設）

会長　吉田五十八

会長代理　伊藤熹朔

委員　石井　漢　伊藤圀夫　山田久就　河竹繁俊
岸田日出刀　喜熨斗政泰（市川猿之助）　久保田万太郎　小林行雄
小宮豊隆　高橋蔵雄　谷口吉郎　内藤多仲
新関良三　花柳芳三郎　平山嵩　本田親男
石原周夫　安井誠一郎　柴田達夫

臨時委員　長谷川勘兵衛　金井忠次郎　青山圭男　穴沢喜美男
織田音也　遠山静雄　三林亮太郎　佐藤孝二
丑中徳治　白井鉄造　星佶兵衛　水谷八重子
田中良　桜井良雄

(4)

第四分科会（運営）

会長　阿部真之助

会長代理　高橋蔵雄

委員　岩井章　小汀利得　河竹繁俊　喜熨斗政泰
久保田万太郎　小宮豊隆　福田繁　野村秀雄

新関良三　森永貞一郎

臨時委員　森岩雄　糟谷道明　吉田昇　池谷作太郎

(3)

国立劇場設立準備協議会常任委員会委員（一六人）

会長　小宮豊隆（国立劇場設立準備協議会会長）

会長代理　久保田万太郎（国立劇場設立準備協議会副会長）

河竹繁俊（　同　）

委員

（各分科会代表委員）

加藤成之（第一分科会　会長）

伊藤圀夫（千田是也）（第一分科会会長代理）

新関良三（第二分科会　会長）

堀内敬三（第一分科会会長代理）

吉田　五十八（第三分科会　会長）
伊藤　喜朔（第三分科会会長代理）
阿部　真之助（第四分科会　会長）
高橋　歳雄（第四分科会会長代理）

（会長指名委員）
花柳　芳三郎（協議会委員）
（花柳　寿輔）
小汀　利得（　同　）
石坂　泰三（　同　）
谷口　吉郎（　同　）
小林　行雄（　同　）

二、文化財保護委員会委員等名簿

委員長　河井　彌八
委　員　矢代　幸雄
〃　細川　護立
〃　北川　禎一
〃　田内　祥三
事務局長　岡田　孝平
事務局次長　田中　彰